

## 第 8 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年8月17日（金）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6田口<sup>たぐち</sup>慶則<sup>よしのり</sup>・7棕下<sup>むくした</sup>保<sup>たもつ</sup>・14宮本<sup>みやもと</sup>政春<sup>まさはる</sup>・15守山<sup>もりやま</sup>孝之<sup>たかゆき</sup>  
16中谷<sup>なかたに</sup>秀也<sup>ひでや</sup>・17西森<sup>にしもり</sup>偉統<sup>よしのり</sup>・18結城<sup>ゆうき</sup>晋三<sup>しんぞう</sup>・20諸戸<sup>もろと</sup>善昭<sup>よしあき</sup>  
22中野<sup>なかの</sup>たつ子<sup>こ</sup>・23片岡<sup>かたおか</sup>真郁<sup>まさいく</sup>

以上10名

欠席部会委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・長谷川事務局次長・若松主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：坂口担当主幹 白山：境担当副主幹  
美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 17西森<sup>にしもり</sup>偉統<sup>よしのり</sup>・18結城<sup>ゆうき</sup>晋三<sup>しんぞう</sup>

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号規定による届出について（使用貸借）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）  
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（賃貸借権）  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）  
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）  
議案第9号 非農地証明願について  
議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長 それでは、第8回第2農地部会を開会いたします。  
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
17番西森偉統委員、18番結城晋三委員、よろしく申し上げます。  
まず始めに、議案書の差し替えがありましたので、訂正した箇所の説明を事務局お願いします。

事 務 局 議案書の差し替えについて、ご説明いたします。  
まず旧議案書3ページ、報告第2号、番号4の取得事由欄でございますが、旧議案書では\_\_\_\_\_より相続となっておりますが、正しくは\_\_\_\_\_より相続でございますので、新議案書ではそのように訂正をしております。  
次に旧議案書5ページ、報告第3号、番号1から3の施設の概要欄でございますが、旧議案書では受理日と許可番号の記載漏れがございましたことから、新議案書ではこれらを記載しております。  
次に旧議案書の6ページ、議案第1号、番号1の取消理由欄でございますが、旧議案書では耕作者から取消の申出があったためとなっておりますが、譲受人は親戚と一緒に耕作する予定であったが、諸事情により協力が得られなくなり、耕作していくことが困難となったため、取消の申出がなされたことから、新議案書では譲受人の諸事情により耕作していくことが困難となったためと訂正をしております。  
次に旧議案書の7ページ、議案第2号、番号1の譲渡人の面積欄でございますが、旧議案書では、1名分のみの面積を記載しておりましたが、申請地合計面積の関係もあり、譲渡人全ての所有面積を記載するのが本来であると考えておりますので、新議案書では譲渡人3名分の合計面積に訂正をいたしました。  
次に旧議案書の10ページ、議案第5号のタイトルでございますが、旧議案書では所有権移転となっておりますが、正しくは賃貸借権でございますので、新議案書ではそのように訂正をしております。なお、この案件については、目次におきましても同様の訂正をさせていただいております。  
次に旧議案書の11ページ、議案第6号、番号3でございますが、当案件は旧議案書では全部で3筆ございましたが、このうち1筆が市街化区域内に属している農地でありまして、その1筆に関し、8月7日に改めて市街化区域における届出がなされたため、当議案書から削除させていただき、新議案書では残りの2筆についてのみ記載をし、また合計面積も旧議案書では563㎡であったのを106㎡に訂正をしております。  
また、これに伴いまして、施設の概要欄につきましても、旧議案書では事務所用地とありましたが、資材置場用地と訂正いたしました。  
次に同じく11ページ、議案第6号、番号6でございますが、事業計画変更のため、8月7日に取り下げがなされたことから、新議案書では削除をいたしております。  
なお、これら議案第6号の番号3の一部削除、番号6の削除に伴い、13ページの合計欄が変更され、新議案書のとおり、合計10件、合計面積が7,079.60㎡、うち田が4,510㎡、畑が2,569.60㎡と訂正をさせていただきました。  
また、番号6の削除に伴い、番号7が番号6に、番号8が番号7に、番号9

が番号8に、番号10が番号9に、番号11が番号10に号ずれいたしました。  
更に、番号6の削除に伴い、旧13ページが削除となり、旧14ページが13ページに、旧15ページが14ページに、旧16ページが15ページに変更いたしました。

以上、議案の削除など、多くの訂正がございましたことから、直近の一番正しい姿とするため、議案書自体を差し替えとさせていただいたものでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上で、議案書の差し替えについての説明を終わります。よろしくお願いいたしますします。

議長 事務局から説明がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたしますします。

それでは、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第3号につきまして事務局から一括して報告をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から2で、件数は2件、合計面積はいずれも田で5,522㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから4ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は36,175㎡で、その内訳は田が33,370㎡、畑が2,739㎡、その他が66㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

5ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、2、3、一般個人住宅用地でございます。

以上、件数は3件で、合計面積は1,098㎡で、その内訳は田が267㎡、畑が831㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたしますします。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくお願いいたしますします。それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願（所有権移転）についてを議題といたします。

事務局

6ページをお願いいたします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）  
でございます。

番号1 地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬岩ノ谷\_\_\_\_\_、台帳地目、現況地目とも畑、面積 132㎡ 外4筆、合計面積 2,965㎡。

これにつきましては、平成30年5月16日に所有権移転で許可をした案件です。当案件につきましては、譲受人は親戚と一緒に耕作する予定でありましたが、諸事情により協力が得られなくなり、耕作していくことが困難となったため、許可の取消願いが提出されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

宮本委員

14番 宮本です。私も事務局の説明以外、詳しいことはわかりませんが、本人から申し出があったので問題ないと、認めざるを得ないでしょうね。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。それでは、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。どうでしょう。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については承認することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

7ページをお願いします。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、  
でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、面積 16,125㎡、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名、面積 9,438㎡、申請地 稲葉町茶屋\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,380㎡ 外3筆、合計面積 5,513㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 大井、受人 \_\_\_\_\_、面積3,398㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積 6,023㎡ 申請地 一志町井生箱坂\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目

とも畑、面積 905㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

なお、受人の面積が3,398㎡となっておりますが、次の議案第3号の番号1において、農地法第3条の規定による使用貸借に係る許可申請が提出されており、当案件における取得農地面積905㎡に議案第3号の使用貸借による取得農地面積1,212㎡を加えますと、5,515㎡となり、下限面積をクリアするものでございます。

番号3、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、面積 63,352㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 22,572㎡ 申請地 白山町上ノ村山下\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積3,104㎡。

これにつきましては、受人は、耕作の便のため、次の番号4の土地と自作地相互交換をしようとするものです。

番号4、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、面積 22,572㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 63,352㎡、申請地 白山町上ノ村平尾\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,150㎡。

これにつきましては、受人は、耕作の便のため、先の番号3の土地と自作地相互交換をしようとするものです。

番号5、地区 川上、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,923㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,750㎡、申請地 美杉町川上重僧\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 441㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、受人の面積が3,923㎡となっておりますが、美杉町地内の下限面積は30アールと別段の面積を設定していますので、当地域における下限面積をクリアしているものです。

以上、件数は5件、合計面積は、12,113㎡、このうち田が11,208㎡、畑が905㎡でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。8月8日に諸戸部会長、田口委員と地元推進委員4名と久居総合支所職員と私とで、確認をさせていただきました。場所は茶屋の方が\_\_\_\_\_の北約50mのところでございます。稲葉町寺平尾の方は\_\_\_\_\_の南約300mのところでございます。事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと考えますのでよろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。8月8日に守山会長と地元推進委員2名、事務局立会いのもとで現地を確認しました。在所の中の畑で、別に問題はなさそうなので、事務所の説明どおりと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、4番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。3番、4番関連しておりますので、同時に説明させていただきます。8日に西森・中谷両委員と地元推進委員と白山総合支所とで確認してまいりました。場所は国道の\_\_\_\_\_入り口の西の方にあたります。3番の方が国道の南側、4番の方が\_\_\_\_\_へ入っていく道から西側になります。両方とも自作地の相互交換ということですので、何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。5番お願いします。

結城委員 18番 結城でございます。5番説明いたします。8日に事務局と地元推進委員とで現地を確認いたしました。渡人は相手側の希望により所有権移転をしたい。なぜかという、高齢で管理ができないということで、受人がいなかったら遊休農地として放置してしまうということでした。誰かいないかと思っていたら、受人がやりますということで、営農の拡大ということで受けていただきました。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 大井、借人 \_\_\_\_\_、面積 3,398㎡、貸人 \_\_\_\_\_、面積 12,713㎡、申請地 一志町井生八反切 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,212㎡。

これにつきましては、借人は、貸人に要望をし、2年間の使用貸借権を設定し、営農を拡大しようとするものです。

なお、こちらの案件につきましても、受人の面積が3,398㎡となっております。

りますが、先の議案第2号の番号2において審議された案件と同様で、当案件における取得農地面積1, 212㎡に議案第2号による取得農地面積905㎡を加えますと、5, 515㎡となり、下限面積をクリアするものでございます。

以上、件数は1件、面積は、田で1, 212㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

宮本委員 14番 宮本です。さきほどの議案2号で出てきました案件の関連でして、同じように8月8日に現地確認をしてまいりました。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは、皆さん方の意見をお聞きしたいと思えます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いします。  
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町坊ヶ谷\_\_\_\_\_  
台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 390㎡。

これにつきましては、建設業を営む申請者が会社の近くであるため資材置場用地とするものですが、平成15年12月から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は田で390㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。
棕下委員	7番、棕下でございます。これも8月8日に諸戸部会長と、田口委員と地元推進委員4名よ久居総合支所職員と私とで、確認をさせていただきました。場所につきましてはグリーンロードの_____の交差点の東約250mのところ、事務局の説明のとおりで、何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。
議 長	ありがとうございます。説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願（賃貸借権）について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	10ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（賃貸借権）、でございます。  番号1 地区 倭、借人 株式会社_____ 代表取締役 _____、貸人 _____ 外2名、申請地 白山町南出西出_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 876㎡。 これにつきましては、平成30年6月18日に賃貸借権で許可をした案件ですが、譲受人変更のため、許可の取消願が提出されております。 なお、当案件に関わって、次の議案第6号の番号10において、再度許可申請がなされております。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご説明をお願いします。
中谷委員	16番、中谷です。場所は_____の東約700mのところにあります。先ほど事務局から説明があったように6月に出ておりました案件で、譲受人の変更ということでございますので、よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については承認することを決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページから12ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町西羽野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 247㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地と隣接する宅地を同時購入し、その駐車場、庭・物置用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 826㎡。

これにつきましては、受人は、近くで営業する\_\_\_\_\_が県道拡幅の土地収用により、営業に支障を来すことから、渡人から申請地を譲り受け、申請地に工場の一部を移転するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町洗ヶ瀬\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 42㎡ 外1筆、合計面積 106㎡。

これにつきましては、太陽光発電システム販売業等を営む受人は、渡人から申請地を譲り受け、市街化区域内農地も含めた隣接する土地の一体的に利用することにより事務所等を構え、申請地を太陽光発電資材等の資材置場・業務用車両駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_合同会社 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 新家町地蔵堂\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 800㎡ 外2筆、合計面積 1,342㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、590.4㎡、設置率は、転用面積の44%になります。

農地区分についてですが、こちらの農地は一見すると第1種農地の判定基準であります、「10ha以上規模の一団の農地」と見受けられ、該当し得ます

が、現場は未整備であることから不整形であるなど、周辺の農地と比べ、効率的な営農を行うことが出来ないと考えられるため、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 稲葉町上鴻野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 72㎡ 外2筆、合計面積 524㎡。

これにつきましては、建設業を営んでいる受人は、既に申請地の隣接地を資材置場として利用している中、今回渡人から申請地を譲り受け、申請地をこれまで別の土地を利用していた重機・ダンプの置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口小野前\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 700㎡ 外3筆、合計面積 1,327㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設及び進入用道路用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、不整形地であり、周囲に法面部分もありますことから転用面積の36.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、申請地の間に赤道が通っておりますが、この赤道には何も手を加えることはないとのことで、フェンスもその赤道の内側に設置されるとのことです。

番号7、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木向下\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 57㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を宅地進入路用地とするものですが、平成29年12月末頃からこの目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町岡北垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 3.6㎡ 外4筆、合計面積 471.6㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものですが、地番315番3については、昭和60年頃からこの目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものであり、それ以外については、新規に駐車場用地とする許可申請です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木柏原\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,303㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は531.36㎡、設置率は、転用面積の40.8%になります。

農地区分についてですが、こちらの農地は一見すると第1種農地の判定基準であります、「10ha以上規模の一団の農地」と見受けられますが、現場は鉄道の駅から概ね500m以内にある区域であると考えられるため、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、賃借人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名、申請地 白山町南出西出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 876㎡。

これにつきましては、先の議案第5号の番号1において、許可取消の審議をした案件と関連するもので、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設に整備したのちに、株式会社\_\_\_\_\_に賃貸しようとするものです。パネル設置面積は480.96㎡、設置率は、転用面積の54.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件、合計面積は、7,079.6㎡、このうち田が4,510㎡、畑が2,569.6㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありました。立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から4番までお願いします。

田口委員 6番、田口です。1番から説明させていただきます。1番は8日に地元推進委員4名と椋下委員と私と諸戸委員と事務局で見てまいりました。165号線の\_\_\_\_\_の信号のそこから約200m行ったところです。事務局の説明どおりで、何ら問題ないと思います。2番の件は地元推進委員もみな一緒ですので省略させていただきます。これは\_\_\_\_\_の信号南約50mのところに現在、工場を持っているが、県道拡幅工事のため信号から北へ100mぐらいのところに移転したいということですので、これも何ら問題ないと思います。3番については地元推進委員もみな一緒です。165号線にある\_\_\_\_\_のところに、今度新しい道ができますけど、まだ開通してませんが、その端のところ。約300m北に行ったところです。これも何も問題ないと思います。4番は8日の午後、会長はじめ部会長、事務局、地元推進委員3名で見てまいりました。場所は先月出てましたのと一緒のところ。場所は\_\_\_\_\_から北へ下ってきたところです。近鉄の高架越えてから約100m行ったところ。これも何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

椋下委員 7番 椋下でございます。8日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員4名と久居総合支所職員と私とで、確認をさせていただきました。場所についてはこれも先月も出ておりました。\_\_\_\_\_北側約400mのところ。事務局の説明どおりでございます。問題は無いと考えますので。よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。6番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。8日に会長、部会長、事務局、地元推進委員、西森・中谷両委員とで確認をしてきました。場所は\_\_\_\_\_の敷地のすぐ西側にあたり。特に低い地のようなところで、作物を作るのは困難なところ。何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。続いて、7番ですが、

これも同じく8日に確認をしてまいりました。\_\_\_\_\_ですけれども、そこから南東に約200mのところですか。急に大きな車ということで駐車場が足りないということで、住宅地の進入路を広げるということでした。何ら問題はないかと思えます。続きまして8番ですが、場所は\_\_\_\_\_の道路挟んですぐ北側、\_\_\_\_\_の西の角のところになります。家を直して絵画や写真、陶芸などを展示するというので、下の東側が空いており、そこを駐車場にするということで申請が出ております。これも何ら問題はないかと思えますので、よろしくお願ひいたします。9番ですが、これも近いところで、\_\_\_\_\_から東約200mで165号線のすぐ南側です。ここも特に問題にされるようなことはないかと思えますので、よろしくお願ひいたします。10番ですが譲受人の変更ということで出ておりますので、これも何ら問題ないかと思えますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 地元委員の説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思えます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 大三、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野古垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 466㎡ 外2筆、合計面積 1,589㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は480.96㎡、設置率は、不整形地で傾斜もあるほか、西側の木の陰の影響、隣接所有者からの要望により南側フェンスを境界から2m控えることから、転用面積の30.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で1,589㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺ひします。

中谷委員 16番 中谷です。8日に会長、部会長、事務局、地元推進委員、西森、中谷両委員とで立会いをさせていただき、確認をしました。場所が165号久居の方から来ますと\_\_\_\_\_へ向かう大きな坂の手前を右手に折れていただいた在所の入口になります。山の方で小高いところがありまして、すごく日当たりがいいところでした、耕作するには進入路もなく、みな手で耕作をするようなところで、太陽光発電でも仕方がないかなというところですので、よろしくお願い致します。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 大井、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町大仰岡本\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 197㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で197㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

宮本委員 14番 宮本です。8月8日に守山会長、地元推進委員2名、事務局立会いで現地確認をしてきました。自宅の前の畑を増築か新築か分りませんが宅地としたいということで、何ら問題ないと思います。よろしくお願い致します。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

ます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第9号、非農地証明願について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いします。

議案第9号 非農地証明願について、でございます。

番号1 地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町西八丁山 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 472㎡。

これにつきましては、提出されております平成4年10月22日国土地理院撮影の航空写真により、申請地はこの時すでに山林化していることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2 地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町西八丁山 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 657㎡。

これにつきましては、提出されております平成4年10月22日国土地理院撮影の航空写真により、申請地はこの時すでに山林化していることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3 地区 川合、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野内山 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 264㎡。

これにつきましては、提出されております平成30年1月1日現在の土地・家屋課税台帳により、申請地は昭和46年に居宅を建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は3件、面積は、畑で1, 393㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺ひします。1番、2番お願ひします。

田口委員 6番 田口です。1番と2番と同じ場所ですので一緒に説明させていただきます。8日に私と諸戸さんと椋下さん、事務局と地元推進委員4名で見えてまいりました。場所は\_\_\_\_\_南約150mのところですか。事務局の説明どおりですので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。3番お願ひします。

守山委員 15番 守山です。8月8日に宮本委員と私、地元推進委員3名、一志総合支所2名の職員とで現地を見て調査をさせていただきました。事務局の説明のとおり、昭和46年頃、私も子ども時、この辺よく知っているが、その時からもう家が建っていたんです。場所は\_\_\_\_\_地区という自治会の中央ぐらいのところで、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第9号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号については証明することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、所有権移転で11,263㎡、畑の所有権移転で602㎡、契約件数は5件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で18,444㎡、畑の使用貸借で99㎡、契約件数は22件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で1,426㎡、契約件数は1件でございます。

美杉地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、所有権移転を合わせて31,133㎡、畑の集積が、使用貸借、所有権移転を合わせて701㎡、合計契約件数は28

件、合計面積は31,834㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区4件、一志地区11件、白山地区1件で合計16件、合計面積は29,311㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で57.1%、面積で92.1%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限は該当ございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第10号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第10号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第8回第2農地部会を閉会します。

午後2時56分

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。

平成30年8月17日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_